

表15 現状変更の取り扱い基準

地区名	指定地名	現状変更の取り扱い基準									
		公有地化	史跡整備	竹木の伐採	竹木の植樹	地形の改変	建築物の新築・増築・改築・移設・撤去	工作物の新設・改修・移設・撤去	道路の新設・拡幅・改修	地下埋設物(上下水道等)設置・改修	標柱・石碑の移設、修復
A地区	開戦地	財政状況を勘案しながら公有化。	専門委員会を設置し、方針等を審議して実施する。	○	×	史跡整備に伴う植樹を除く。	×	史跡整備を除く。	神明神社は協議。	保存管理活用上必要なもの及び公益上必要なものは除く。	農業用道路を除く。
	決戦地	将来的に公有化。	専門委員会を設置し、方針等を審議して実施する。	○	×	史跡整備に伴う植樹を除く。	×	史跡整備を除く。	—	保存管理活用上必要なもの及び公益上必要なものは除く。	農業用道路を除く。
	石田三成陣地	—	専門委員会を設置し、方針等を審議して実施する。	○	×	×	—	—	—	—	—
	徳川家康最初陣地	—	—	○	×	×	—	—	—	—	—
	徳川家康最後陣地	公有地	—	○	×	×	—	×	—	—	—
	岡山烽火場	公有地	—	○	×	×	—	—	—	—	—
	大谷吉隆墓	—	—	○	×	×	—	—	—	—	—
	東首塚	—	—	○	×	×	—	×	—	○	—
	西首塚	公有地	—	○	×	×	—	—	—	—	—
B地区	開戦地	—	—	○	○ 眺望を阻害する場合は認めない。	×	○ 新築は同場所での同規模の建替については認める。	○ 眺望及び旧地形や旧土地利用の在り方に影響する場合は認めない。	○	○	—
	決戦地	—	—	○	○ 眺望を阻害する場合は認めない。	×	○ 新築は同場所での同規模の建替については認める。	○ 眺望及び旧地形や旧土地利用の在り方に影響する場合は認めない。	○	○	—
	徳川家康最初陣地	—	—	○	○ 眺望を阻害する場合は認めない。	×	—	○	○	○	—

※上記以外については、関ヶ原町教育委員会と協議を行うこと。